

# 日本ロシア語教育学会会則

## 第1章 総則

第1条(名称) 本会は日本ロシア語教育学会(Японская ассоциация по исследованию проблем преподавания русского языка; The Japanese Association for Studies in Russian Language Education)と称する。

第2条(組織) 本会は、日本におけるロシア語教育に関心を持ち、本会の目的に賛同する者をもって組織する。

第3条(所在地) 本会の所在地と事務局の所在地は同一とする。事務局の所在地は総会で定める。

## 第2章 目的および事業

第4条(目的) 本会はロシア語教育に関わる諸問題を幅広い観点から理論的かつ実践的に研究し、その成果を広く社会に還元し、わが国におけるロシア語教育の発展に寄与することを目的とする。

第5条(事業) 本会は第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 共同研究の推進。
- 2) 全国大会、地区研究例会、シンポジウム、セミナー等の開催。
- 3) 学会誌『ロシア語教育研究』およびその他研究成果の刊行ならびに web 上での公開。
- 4) ロシア語教育の研究・実践に関わる内外諸機関との学术交流および連携。
- 5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会員

第6条(種類) 本会は第4条の目的に賛同する会員によって構成され、会員の種別は次のとおりとする。

- 1) 正会員(所定の年会費を納入した個人)
- 2) 賛助会員(本会の事業に賛助する個人または団体)

第7条(権利と義務) 本会の会員は以下の権利と義務を有する。

- 1) 会員は、本会が主催する諸行事において研究発表・実践報告を行う資格を有するほか、研修受講その他の便宜を受けることができる。
- 2) 会員は、本会の紀要に投稿する権利を有する。
- 3) 会員は、年度ごとに所定の年会費を納入する義務を有する。
- 4) 会員は、総会に出席し、審議を行う権利と義務を有する。

第8条(入会及び退会)

- 1) 本会への入会を希望する者は、既会員 1 名以上の推薦により所定の手続きを経て、理事会の承認を得るものとする。
- 2) 本会からの退会を希望する者は、その旨を事務局に届け出るものとする。

第9条(資格喪失) 3ヵ年度を越えて年会費を滞納した会員は、特別な事情がない限り、退会したものとみなし、会員名簿から削除する。

## 第4章 役員

第10条(種類) 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名
- 3) 理事 5名(事務局長ならびに各種委員会委員長含む)
- 4) 監事 1名

第11条(任務)

- 1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長がその職を果たせないときはその職務を代行する。
- 3) 理事は理事会に出席し、学会運営を分掌する。
- 4) 理事は、事務局長、編集委員長、広報委員長、全国大会実行委員長、地区例会実行委員長(東日本・西日本)を兼務する。
- 5) 監事は、本会の会計を監査する。

第12条(選出)

- 1) 会長は、会員の直接選挙によって選出する。
- 2) 副会長の選出については、総会がこれを会長に委任する。
- 3) 理事(東日本地区 3名;西日本地区 3名)は、総会が選出する。
- 4) 監事は、総会が選出する。
- 5) 直接選挙による会長の選出方法は別に定める。

第13条(任期)

- 1) 会長および副会長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、連続して4年を超えないものとする。
- 2) その他役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

## 第5章 機関

第14条(種類) 本会に次の機関をおく。

- 1) 総会
- 2) 理事会
- 3) 各種委員会

第15条(総会)

- 1) 総会は本会の最高議決機関であり、会長がこれを招集し、毎年1回全国大会期間中に開催する。
- 2) 総会は、会長が会員のうちから委嘱し総会の承認を受けた議長の議事進行のもとに、次の事項を審議する。
  - ア. (直接選挙によって選出される会長以外の) 役員の選出と承認
  - イ. 前年度事業報告および収支決算
  - ウ. 本年度事業計画および収支予算
  - エ. 会則の変更に関する事項
  - オ. その他、理事会が必要と認める事項
- 3) 総会の議決は出席正会員の過半数によって成立する。
- 4) 必要に応じて臨時総会を開催することができる。

#### 第16条(理事会)

- 1) 理事会は、理事、会長、副会長、幹事によって構成され、本会諸規約および総会の決議にもとづいて学会運営にあたる。
- 2) 理事会は、会長が随時これを招集する。
- 3) 理事会は、全参加者の3分の2以上の出席をもって成立とする。

#### 第17条(各種委員会)

- 1) 本会は、その事業遂行のために、次の委員会をおく。
  - ア. 編集委員会
  - イ. 広報委員会
  - ウ. 全国大会実行委員会
  - エ. 地区例会実行委員会(東日本・西日本)
- 2) 本会は、前項に定めるもののほか、必要な委員会を、総会の議を経て設置することができる。
- 3) 委員会の構成、委員の任期等は、理事会がこれを定める。

#### 第18条(事務局)

- 1) 事務局には、若干名の総務と財務を置く。
- 2) 総務と財務は、事務局長のもとで、本会の庶務と会計を担当する。

### 第6章 会計

第19条(事業経費) 本会の事業経費は、年会費および寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

第20条(会費の種類) 本会の年会費は以下のとおりとする。

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| 1) 専任職にある正会員および正会員のなかの有志 | 6,000円  |
| 2) 学生・大学院生の正会員           | 1,000円  |
| 3) その他の正会員               | 3,000円  |
| 4) 賛助会員                  | 10,000円 |

第21条(会計年度) 本会の会計年度は、毎年11月1日に始まり、翌年の10月31日に終わる。

### 第7章 附則

第22条 本会則を施行するために必要な細則および内規は理事会で作成する。

第23条 本会則は、会員の提案に基づき、総会出席者の 3 分の 2 以上の同意があれば変更することができる。

第24条 本会則は2021年7月31日より施行する。

## 会長選出細則

会長の選出は会則第4章第12条にもとづき、以下の手続きによってこれをおこなう。

第1条 会長選挙は、会長が任期を満了した時、あるいは会長がその職を辞した時のいずれかの場合に行う。

第2条 会長選挙は、選挙権を有する会員の直接投票によって行う。

第3条 会長選挙の有権者は、前年度総会の時点における正会員とする。

第4条 選挙管理委員会は選挙実施年度の第1回理事会において設置の承認を得る。当委員会は会長、副会長、前会長、前副会長で構成し、会長が委員長を兼ねる。事務手続きは事務局が行う。ただし、任期満了に由らない会長選挙の必要が生じた場合には、速やかに選挙管理委員会を設置し理事会において承認を得る。

第5条 会長の選出は以下の手順で行う。

- 1) 選挙の投票方法は、選挙管理委員会が定め、理事会で承認を得る。
- 2) 選挙の投票方法は、郵送によるもののほか、電子媒体を利用したものを認めることが出来る。
- 2) 投票者は、投票用紙を選挙管理委員会へ選挙期日までに到着するように郵送もしくは電子媒体を用いた投票をしなければならない。ただし、郵送の場合には、選挙期日までの消印のあるものは有効とする。
- 3) 電子媒体を用いた投票については、投票に際して、投票者本人が有権者であるかどうかを選挙管理委員会が確認するために投票の一連の流れの中で投票者を確認する措置をとる。
- 4) 投票に際して投票者を確認するためにとられた措置による個人情報とは投票の有効性を確認する以外にはこれを用いてはならない。
- 5) 投票において有権者総数の過半数を得た者があれば、理事会は当該会員に対し会長就任を依頼する。
- 6) 投票において有権者総数の過半数を得た者がいなければ、理事会は得票数の多い順に当該会員に対し会長就任を依頼する。投票同数の場合は年長者から先に依頼する。
- 7) 会長就任を承諾した会員は、これを総会において会長に選出する。

第6条 この細則の改廃は総会の議を経るものとする。

附則 この細則は2021年7月31日より施行する。